平成２９年（フ）第３９号
広島県福山市曙町５丁目17番13―105号　あけぼのマンション
債務者　谷口　　忍（旧姓早崎）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　正人
4　破産債権の届出期間　平成29年６月６日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月20日午後１時45分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年６月６日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第６９号
北海道北斗市当別２丁目２番20号
債務者　曽木まゆみ（旧姓村本）
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第７２号
北海道二海郡八雲町元町69番地
債務者　秋島　紗保
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第７６号
函館市松川町３番22号　今アパート　左下
債務者　渡邉　裕正
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１８３号
埼玉県新座市野火止５丁目７番７号　ノウェムのびとめ101号室
債務者　花島　直正
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１２号
新潟県十日町市西本町３丁目14番地２　ジャルディーノＢ102号室
債務者　副井　祐介
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２９年（フ）第１７２号
愛知県春日井市八事町３丁目73番地　ラッフル春日井304号、従前の住所愛知県春日井市神領町１丁目５番地16　Ｏｒａｃｌｅ　Ｂｅ１１105号
債務者　久保　清美
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１７８号
名古屋市守山区原境町1108番地　パレスルージュ207号
債務者　鷲原　　通
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月８日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４号
岩手県奥州市水沢区字川端166番地　ひばりが丘住宅２号棟　４－４号
債務者　及川　絵里
1　決定年月日時　平成29年３月16日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２９年（フ）第２９号
群馬県高崎市飯塚町1250番地４　市住Ａ３棟316号
債務者　樽澤　敏昭
1　決定年月日時　平成29年３月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第６１号
さいたま市南区大字太田窪2336番地13
債務者　葩島　裕子
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１０２号
さいたま市浦和区木崎５丁目16番31号
債務者　名古屋多絵
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１５９号
埼玉県上尾市大字原市3336番地　原市団地１－７－102
債務者　成田　正美
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第１号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸1119番地の１　アイケンビル　３Ｂ
債務者　井上　千春
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第２号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸1119番地の１　アイケンビル　３Ｂ
債務者　井上　直樹
1　決定年月日時　平成29年３月16日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第２９３号
札幌市手稲区前田７条６丁目１番26―105号
債務者　菅野　直哉
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３１１号
札幌市手稲区新発寒３条２丁目８番８号
債務者　國松マユミ
1　決定年月日時　平成29年３月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年５月10日まで
札幌地方裁判所民事第４部